

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概 要

1. 法人名等

法 人 名	学校法人神戸女学院
法 人 代 表 者	理事長 飯 謙
担 当 部 署	内部監査室
お 問 合 せ 先	0798-51-8508（経理課内）

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

- 内部監査室： 遵守状況の点検、報告書の作成
↓
○ 学院常務委員会で協議
↓
○ 理事会/監事への報告
↓
○ 私大連への報告

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	教育研究目的については「学校法人神戸女学院神戸女学院中期計画（2021年4月1日付）」の公表を通じ明確化、理解の獲得を行っている。 当該計画は大学企画評価会議が中心となり素案の策定から各事業年度における評価まで行っている。

遵守原則 1－1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	教育研究目的については「学校法人神戸女学院神戸女学院中期計画（2021年4月1日付）」の公表を通じ明確化、理解の獲得を行っている。 当該計画は大学企画評価会議が中心となり素案の策定から各事業年度における評価まで行っている。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	ミッションステートメントと3つのポリシーに基づき、教育活動計画の策定/評価/改善活動を通じ、広く社会に、また地域にとって有意な人材を育成している。

遵守原則2－1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	ミッションステートメントと3つのポリシーを公表し、学生に期待する資質を定めている。実効性を高めるため、年度ごとに教育活動計画を策定・評価し、活動計画評価報告書を作成している。これにより、教育活動の改善および、学期ごとに実施している授業評価アンケートの結果を各教員にフィードバックし、授業の改善に役立てている。

遵守原則2－2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	「地域づくりリーダー養成プログラム」を通じ、地域の課題解決に向けた活動を行うなど、地域社会と積極的にかかわり、その発展に貢献する活動を支援している。

基本原則「３．信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	法令に定められた財務書類の公開をはじめ、事業報告書の公開を通じて教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報についての情報を公開し、信頼性・透明性の確保に努めている。

遵守原則３－１ 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	監事監査を通じ、教育研究活動の信頼性・透明性の確保を図っている。

遵守原則３－２ 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	理事には外部有識者を積極的に迎え、多様な意見が反映される仕組みを構築し、適切な学校法人の運営体制を構築している。監督機能については、会計監査人、監事、内部監査室の三様監査体制を通じ、相互牽制機能が働く有効な体制を整備している。

遵守原則３－３ 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	法令に定められた財務書類の公開をはじめ、事業報告書の公開を通じて教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報についての情報を公開している。

基本原則「４．継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	理事会及び評議員会の学外理事定数については規定化をしており、外部人材を積極的に登用している。半数以上が学外の有識者で構成されており、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図っている。かかる執行監督機能の実質化を通じ、教育研究活動の維持並びに継続的な発展に努めている。

遵守原則４－１ 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	理事会及び評議員会の学外理事定数については規定化をしており、外部人材を積極的に登用している。半数以上が学外の有識者で構成されており、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図っている。

遵守原則４－２ 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	「神戸女学院教育振興会」を組織し、寄附金募集事業を推進し財政基盤の安定化を図っている。また、資産運用方針を策定し、資産運用結果を毎月理事会に報告することにより、リスクを考慮した資産の有効活用を行っている。